



行橋市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を変更したので、同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年9月25日

行橋市長 工 藤 政 宏



変 更 調 書

1 次の区域を大字馬場字大川原に編入する。

大 字	字	地 番
津 留	大川原	4 2 1 の 1、4 2 1 の 2、4 7 5、4 7 6
	上ツル	5 3 3 の 1 3
馬 場	村 後	9 6
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

2 次の区域を大字馬場字村後に編入する。

大 字	字	地 番
馬 場	カモウラ	5 5、5 6、6 3
	イトドノ	2 1 8、2 2 4
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字イトドノ 2 2 0 に隣接する道路である公有地の全部		

3 次の区域を大字辻垣字下河原に編入する。

大 字	字	地 番
津 留	足 尾	3 7 4、3 7 5、3 7 7 の 1